

山江村地域福祉計画策定支援業務委託仕様書

1. 業務委託名

山江村地域福祉計画策定支援業務委託

2. 本業務の目的

本業務は、社会福祉法第107条に基づく山江村地域福祉計画が令和6年度をもって計画期間が終了するため、これまでの進捗状況を検証するとともに、地域の課題やニーズ等を的確に把握し、現状分析や地域分析を行い、第5期山江村地域福祉計画を策定することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結の翌日から令和7年3月31日まで

4. 計画期間及び法的根拠

受託者は各根拠法令等を遵守し、業務を実施すること。

- (1) 「第5期山江村地域福祉計画」(5年間)
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

5. 業務委託内容

(1) 現状分析作業

関連資料を基に現状の分析・把握を行う。基礎データの収集調査、分析、整理、現計画の現状と問題点の見直しを行う。

- ・統計資料の把握
- ・上位計画及び関連計画の動向把握
- ・現計画及び関連施策の進捗状況の整理及び分析
- ・国、県等の動向把握

(2) 住民アンケート調査の実施

- ・アンケート調査により、住民の意向を把握し、分析・課題抽出などを行う。
- ・単純集計のほか、地域別等の必要なクロス集計、自由回答の取りまとめ等を行い、現状や課題などを抽出・把握する。
- ・対象者は満18歳以上で山江村在住の男女1,000人とする。
- ・対象者のリストは委託者が宛名ラベルに印刷して提供する。
- ・調査票の設問設計、調査票、発送用封筒(角2)、返信用封筒(長3)の作成、封入、封緘作業、宛名ラベルの貼り付けを行う。

・発送、回収に係る郵送費は受託者が負担する。なお、住民アンケートの回答方法は、紙や Web での回答を選べるものとし、受託者は回収率向上のための提案を行うこと。

(3) ヒアリング調査の実施

現行施策の評価・検証を行うため、関係各課及び関係団体に対し調査シートを作成し、現状把握調査を実施する。

(4) 計画策定委員会の運営支援

- ・計画策定委員会の会議回数は3回を予定している。
- ・計画策定委員会への出席及び委員からの質問等に対する助言を行うこと。
- ・会議開催のための事前協議及び会議資料、会議録の作成を行うこと。
- ・委員の選定や会議開催通知、会議資料送付、委員報酬の支払いは委託者が行う。

(5) 計画書の作成

- ・国・県の動向や現状分析に基づき、各計画骨子及び原案を作成すること。
- ・策定委員会の結果を踏まえ計画原案の修正を行うこと。

(6) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントについて、意見の整理等の支援を行うこと。

(7) 打ち合わせ協議

業務実施に必要な打ち合わせ協議を実施する。実施については、必要に応じて適切な方法で随時行うものとする。また、協議において、資料作成・取りまとめを行う。

6. 成果品

(1) 紙媒体によるもの

- ・計画書（A4版/100頁程度/表紙4色、本文1色/50部）

(2) 電子データによるもの（光ディスクに格納し2枚納品）

- ・計画書
- ・アンケート調査結果報告書
- ・計画策定委員会の会議資料及び会議録
- ・打ち合わせ記録

※電子データのファイル形式は、Microsoft Office で作成されたファイル形式及び PDF 形式とする。

7. その他

- 本仕様書について定めのない事項、疑義が生じた場合、又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合は、本村と受託者間で協議の上定めるものとする。
- 本業務上知り得た情報及び個人情報に関する秘密を本村の許可なく他に利用し、又は第三者に漏洩・複製・閲覧・譲渡等してはならない。
- 今後、新たに国や県より計画策定に関する指針等が示された場合には、当該指針等を踏まえた内容とすること。
- 計画等の成果品は、本村に帰属し、本村の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。
- 本仕様書に記載している業務の全部を第三者に委託してはならない。